

Belet's サービスご利用契約約款

2021年11月2日現在

有限会社L.L.Planning(以下「L.L.Planning」といいます)が提供する「Belet's サービス」(以下「本サービス」といいます)に関する契約は以下に定める約款(以下「本約款」といいます)の内容に従います。

お客様が本サービスにお申し込みをされた時点で本約款の条項を承諾されたものと看做し、本サービスご利用契約が成立するものとします。

弊社は本約款の内容を変更することがあります。この場合には、提供条件は、変更後の約款によります。変更する場合には、事前に弊社のホームページ上に掲示することにより、お客様にご連絡したものとします。

第1条 【目的】

本約款は、L.L.Planning が提供するビジネススキルチェックソフト「Skill Analyst」ライセンス使用、及びその他サービスについて規定するものであり、お客様が本サービスをご利用されるにあたり本約款が適用されます。

第2条 【本サービスの範囲】

本サービス契約期間中は、ビジネススキルチェックソフト「Skill Analyst」の使用ライセンスを許諾致します。バージョンアップ及びサポートを円滑にご提供します。なお、バージョンアップにはマイナー及びメジャーなバージョンアップも含まれます。

第3条 【契約の単位】

「Skill Analyst」のご注文書毎に本サービス契約を締結します。

第4条 【契約前のお客様の義務】

本サービスの契約はご注文書を弊社が受領した時点で成立します。ご注文前に本サービスをご利用になるお客様は必ずご試用のお申し込みをされ、お客様が本サービスにおいて使用される PC (パーソナルコンピュータ) その他環境において、本サービスが正常に動作する見込みがあることをお客様自身でご検証、ご検討してください。稀に他のアプリケーション、セキュリティソフトや OS 及び Office の状態によって本サービスが正常に動作できない場合があります。

本サービス契約の締結は、お客様の事前検証及び検証がなされたことを前提に行われるものとし、お客様が当該検証を怠ったために、本サービス契約を解除せざるを得なくなった場合、その損害等について、L.L.Planning は一切責任を負いません。また、返金も行いません。

第5条 【契約の期間】

本サービス契約は当初3ヵ年の期間で契約するものとします。(契約期間3ヵ年に満たない、お客様事由による契約解除の場合、3ヵ年分のご利用料金の合算額より、既にお支払済みの料金を差し引いた金額を一括請求いたします。)

期間満了の3ヶ月前迄に書面にて解約の申し出が無い限り、以降毎年、同一条件で自動更新されます。

4年以降も年途中での、お客様事由による本サービス解約についての返金はいりません。

第6条 【料金】

本サービスのご利用料金は年間料金とし先払いとします。金額は別紙にて定めるものとします。

第7条 【バージョンアップの範囲とタイミング】

マイナーバージョンアップは不具合の修正、小規模の機能拡張等必要に応じ随時行います。

メジャーバージョンアップは OS や Office の新製品の動向によるものと試験問題の追加、機能の追加などによるものを指し、市場動向を睨んで適宜行います。

第8条 【サポートの範囲】

本サービス契約で提供するサポートは電話またはメール等で行なえる範囲とします。

また、L.L.Planning から依頼する作業についてはお客様自身で行って頂きます。

出張またはお客様設備の PC 等を取り寄せてのサポートは別途費用となります。

別途費用の詳細はお客様とご検討の上、決定します。

第9条 【譲渡・担保等の禁止】

お客様は本サービス契約で提供される「Skill Analyst」の使用ライセンスを譲渡、貸与、リース、質権、その他担保の目的とすることのいずれも行いません。

第10条 【権利の所属】

本サービスで提供されるすべてのプログラム、ソフトウェア、商標等に関する一切の有形・無形の財産権は、L.L.Planning に帰属するものとし、本約款の契約に定める以上に使用許諾するものではありません。

第11条 【USB型管理キー、ID、パスワードの自己管理】

お客様は USB 型管理キー、パスワードの取扱に十分注意してください。(契約解消時、USB型キーはご返却いただけます。)

USB 型管理キーを万一紛失された場合の再発行費用は3万円です。

お客様で設定された ID、パスワードは L.L.Planning では一切開知できません。

第12条 【免責】

本サービスの利用により生じる結果及び本サービスを用いて行った行為の結果について、その理由の如何に関わらず弊社は、お客様に対して一切の責任を負いません。

第13条 【準拠法及び雑則】

本約款は日本国の法律を準拠法とします。また、本約款ないし、本サービスに関して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とすることにお客様も L.L.Planning も合意するものとします。

第14条 【その他】

本約款により解決できない問題が生じた場合には、お客様と L.L.Planning の間で双方誠意をもって話し合い、これを解決するものとします。